

# 北九州市高齢者介護の質の向上委員会

※平成21年度から

(事務局：介護保険課)

## 【目的・役割】

高齢者の介護の質の向上を目指し、地域包括支援センターの運営、地域密着型サービスの指定等について、公正・中立の確保を図るため、本委員会を設置する。

※「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」の機能を持つ。

- 【所掌事務】
- (1) 地域包括支援センターの設置・運営等に関する事
  - (2) 地域密着型サービスの運営等に関する事
  - (3) 介護保険サービスでの苦情・虐待の対応に関する事
  - (4) 介護予防事業等の推進に関する事
  - (5) 総合的な認知症対策の推進に関する事
  - (6) その他、当委員会で処理する必要があると認められるもの

## 【専門委員会の設置】

### 地域包括支援センター 専門委員会

(事務局：  
いのちをつなぐ  
ネットワーク推進課)

- (1) 地域包括支援センターの評価、質の向上に関する事
- (2) 指定介護予防支援業務の一部委託事業所に関する事
- (3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

### 介護予防専門委員会

(事務局：健康推進課)

- (1) 介護予防のあり方に関する事
- (2) 介護予防事業等の推進に関する事
- (3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

### 地域密着型専門委員会

(事務局：介護保険課)

- (1) 地域密着型サービスの指定(拒否)に関する事
- (2) 介護保険に関する施設整備に関する事
- (3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

### 尊厳擁護専門委員会

(事務局：介護保険課)

- (1) 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び有料老人ホーム並びに介護サービス従事者による高齢者の虐待に関する事
- (2) 介護サービスに関し、当事者間で解決困難である苦情に関する事
- (3) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

### 認知症対策専門委員会

(事務局：高齢者支援課)

- (1) 総合的な認知症対策(普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など)の推進に関する事
- (2) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

# 北九州市高齢者介護の質の向上委員会設置要綱の一部改正について

## 1 目的

「付属機関の委員及び市政運営上の会合の構成員の選任等に関する要綱」の施行に伴い、市政運営上の会合としての設置を明確にする。あわせて、専門委員会の設置と所掌事務を明確化し、専門委員会ごとに定めている運営に関する事項を一体的に明記する。

また、平成21年度より、「地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員会」を二つに分け、「地域包括支援センター専門委員会」及び「介護予防専門委員会」を設置する。

上記に伴い、北九州市高齢者介護の質の向上委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)の一部改正を行うもの。

## 2 改正内容

### (1) 所掌事務の追加等(第2条関係)

委員会の所掌事務に「介護予防事業等の推進に関する事」を追加するとともに、市政運営上の会合としての運営を明確化する。

### (2) 副委員長の職務代理(第5条関係)

副委員長の職務代理要件を、追加する。

### (3) 市政運営上の会合として会議の明確化(第6条関係)

会議の運営等に関し、市政運営上の会合としての運営を明確にするため、議決事項等を削除する。

### (4) 委員の責務の追加(第7条関係)

委員の守秘義務を明文化する。

### (5) 専門委員会の所掌事務等の追加(第8条関係)

専門委員会の設置と所掌事務を明確化し、委員選任、会議運営の規定を追加する。また、新たに設置する「地域包括支援センター専門委員会」及び「介護予防専門委員会」に関する事項を追加する。

### (6) 専門委員会の庶務を追加(第9条関係)

第8条の改正にあわせ、専門委員会の庶務を設置要綱に追加する。

### 3 施行日

平成21年5月25日

### 4 その他

設置要綱の一部改正に伴い、下記の要領を廃止する。

- (1) 地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員会運営要領
- (2) 地域密着型指定専門委員会運営要領
- (3) 尊厳擁護専門委員会運営要領
- (4) 認知症対策専門委員会運営要領

## 北九州市高齢者介護の質の向上委員会設置要綱（案）

### （目的及び設置）

第1条 北九州市における高齢者介護の質の向上を目指し、地域包括支援センター・地域密着型サービスの運営等の公正・中立の確保を図るため、北九州市高齢者介護の質の向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- （1）地域包括支援センターの設置・運営等に関する事
- （2）地域密着型サービスの運営等に関する事
- （3）介護保険サービスでの苦情・虐待の対応に関する事
- （4）介護予防事業等の推進に関する事
- （5）総合的な認知症対策（普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など）の推進に関する事
- （6）その他、当委員会で処理する必要があると認められるもの

### （委員会の組織）

第3条 委員会の委員は30名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- （1）介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
- （2）介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
- （3）地域における保健・医療・福祉関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他市長が適当と認めた者

### （任期）

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 設置当初の任期は、前項の定めにかかわらず、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。
- 3 委員の再任は、妨げない。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、委員会の決定により非公開とする。

- (1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条)に該当する事項について、意見交換等を行う場合
- (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

#### (責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### (専門委員会)

第8条 委員会は、第2条に定めるもののうち、別表1に掲げる専門委員会を置き、同表に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- 2 専門委員会は、委員のうち別表2に掲げるもので構成する。
- 3 専門委員会に、専門委員長及び副専門委員長を置く。
- 4 専門委員長は、委員会で選任し、専門委員会に属すべき委員及び副専門委員長は、専門委員長が指名するものとする。
- 5 専門委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 専門委員長に事故があるとき、又は専門委員長が欠けたときは、副専門委員長がその職務を代理する。
- 7 専門委員会の会議については、第6条の規定を準用する。

#### (委員会の庶務)

第9条 委員会及び専門委員会の庶務は、保健福祉局介護保険課及び高齢者支援課、いのちをつなぐネットワーク推進課、健康推進課において処理する。

#### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

#### 付 則

- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 付 則

- 3 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

#### 付 則

- 4 この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

専門委員会名	所 掌 事 務
地域包括支援センター 専門委員会	1 地域包括支援センターの評価、質の向上に関する事 2 指定介護予防支援業務の一部委託事業所に関する事 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
介護予防専門委員会	1 介護予防のあり方に関する事 2 介護予防事業等の推進に関する事 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
地域密着型専門委員会	1 地域密着型サービスの指定（拒否）に関する事 2 介護保険に関する施設整備に関する事 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
尊厳擁護専門委員会	1 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び有料老人ホーム 並びに介護サービス従事者による高齢者の虐待に関する事 2 介護サービスに関し、当事者間で解決困難な苦情に関する事 （北九州市保健福祉オンブズパーソン事業において、苦情申 立てが行われたものは除く。） 3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの
認知症対策専門委員会	1 総合的な認知症対策（普及啓発・予防・早期発見・ケア・医 療連携・家族支援・地域連携など）の推進に関する事 2 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

別表 2 (第 8 条関係)

専門委員会名	委員構成
地域包括支援センター専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの
介護予防専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの
地域密着型専門委員会	第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に掲げるもの
尊厳擁護専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの
認知症対策専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの

北九州市高齢者介護の質の向上委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について<u>意見交換し、助言を行う。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 介護予防事業等の推進に関すること</u></p> <p><u>(5)～(6) 略</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 委員長に事故があるとき、<u>又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員長が招集し、<u>委員長が議長となる。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について<u>審議する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(5) 略</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 委員長に事故があるときは、<u>副委員長がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p><u>2 委員会は、年1回以上開催するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定によるほか、委員長は必要に応じて、別に委員会を招集することができる。</u></p> <p><u>4 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。</u></p> <p><u>5 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。</u></p> <p><u>6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否</u></p>

3 略

4 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、委員会の決定により非公開とする。

(1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条)に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2) 略

(責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(専門委員会)

第8条 委員会は、第2条に定めるもののうち、別表1に掲げる専門委員会を置き、同表に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

2 専門委員会は、委員のうち別表2に掲げるもので構成する。

同数のときは、委員長がこれを決議する。

7 略

8 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条)に該当する事項を審議する場合

(2) 略

(専門委員会)

第7条 委員会は、第2条に定めるもののうち、次の各号について審議する場合、専門委員会を置く。

(1) 地域包括支援センターの第三者評価に関すること

(2) 介護予防(地域支援事業、新予防給付)の評価に関すること

(3) 新予防給付ケアマネジメント業務委託業者に関すること

(4) 地域密着型サービスの指定(拒否)に関すること

(5) 介護保険サービス従事者による高齢者の虐待に関すること

(6) 介護保険サービスに関し、当事者間で解決困難である苦情に関すること

(7) その他介護保険施設及び介護サービス現場等における尊厳の擁護に関すること



- 3 専門委員会に、専門委員長及び副専門委員長を置く。
- 4 専門委員長は、委員会で選任し、専門委員会に属すべき委員及び副専門委員長は、専門委員長が指名するものとする。
- 5 専門委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 専門委員長に事故があるとき、又は専門委員長が欠けたときは、副専門委員長がその職務を代理する。
- 7 専門委員会の会議については、第6条の規定を準用する。

(委員会の庶務)

第9条 委員会及び専門委員会の庶務は、保健福祉局介護保険課及び高齢者支援課、いのちをつなぐネットワーク推進課、健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 略

別表1(第8条関係)

専門委員会名	所掌事務
地域包括支援センター 専門委員会	1 地域包括支援センターの評価、質の向上に関する事

(8) 総合的な認知症対策(普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など)の推進に関する事

(9) その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの

- 2 専門委員会には、専門委員長を置き、委員会の委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 専門委員長は、専門委員会を代表し、会議を総括する。
- 4 その他、専門委員会において必要な事項は、要領に定めることとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉局地域支援部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 略

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 指定介護予防支援業務の一部委託事業所に関する事</li> <li>3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li> </ul>	
介護予防専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防のあり方に関する事</li> <li>2 介護予防事業等の推進に関する事</li> <li>3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li> </ul>	
地域密着型専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域密着型サービスの指定（拒否）に関する事</li> <li>2 介護保険に関する施設整備に関する事</li> <li>3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li> </ul>	
尊厳擁護専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び有料老人ホーム並びに介護サービス従事者による高齢者の虐待に関する事</li> <li>2 介護サービスに関し、当事者間で解決困難な苦情に関する事（北九州市保健福祉オンブズパーソン事業において、苦情申立てが行われたものは除く。）</li> <li>3 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li> </ul>	

認知症対策専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な認知症対策（普及啓発・予防・早期発見・ケア・医療連携・家族支援・地域連携など）の推進に関すること</li> <li>2 その他、専門委員会で処理する必要があると認められるもの</li> </ol>	
別表 2（第 8 条関係）		
専門委員会名	委員構成	
地域包括支援センター 専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの	
介護予防専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの	
地域密着型専門委員会	第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に掲げるもの	
尊厳擁護専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの	
認知症対策専門委員会	第 3 条第 2 項に掲げるもの	